

- 1 日時：令和7年3月21日（金） 14:30～16:30
- 2 場所：奈良県庁分庁舎5階B52会議室
- 3 出席委員（五十音順）
大井委員、金山委員（web）、喜久山委員、揉井委員、八代田委員（web）、横山委員、吉岡委員、
欠席：芝田委員
- 4 鳥獣部会の開催
 - ・ 会議の成立について
委員8名中7名の出席があり、奈良県自然環境保全審議会運営要綱第4条第4項の規定により会議は成立
 - ・ オブザーバー5名出席 五條市副市長 福塚勝彦
十津川村村長 小山手修造
上北山村村長 山室潔
株式会社野生動物保護管理事務所 藤田
株式会社一成 大谷
 - ・ 議長選出
奈良県自然環境保全審議会運営要綱第4条第3項の規定により横山部会長を議長に選出
 - ・ 会議の非公開
非公開の内容が含まれているため非公開が提案され、異議なしで可決
 - ・ 議事録署名人の選出 吉岡委員、揉井委員

第1号議案（1）奈良県第13次鳥獣保護管理事業計画の第1回変更について

第2号議案（2）奈良県ツキノワグマ保護管理計画（第5次計画）の改正について

■ 説明

（事務局）概要説明

■ 質問、回答、意見

（議長）確認だが、これまでは、生息数の著しい減少、或いは生息地範囲が縮小している獣種対象の第一種特定計画に準じた任意計画を県は策定していたが、この度、生息地の範囲の拡大によって第二種特定計画を作ることになったということと、一種に準じたものを二種にするという理解で良いか。

（事務局）はい。

（大井委員）第一種計画、第二種計画いずれを立てるにしろ、保護と管理の両方の側面で、取り組まなければいけない。第一種のままだと保護と管理両方しなければいけないということで、その個体数サイズ、まだ、そんなに大きくはないレベルであるにもかかわらず、第二種にする、それはどうしてか、また第二種にするということで、個体数の削減を目指すのかどうか、そのところを説明いただきたい。

（事務局）第1号議案である第13次計画については、まず第2号議案である特定計画の内容をしっかり議論し、その内容に応じて第一種にするか第二種にするかを含め、皆さんの意見を踏まえて判断していく必要がある。そのため、第1号議案については、第2号議案の審議内容に応じて柔軟に対応し、策定を進めたいと考える。

（議長）それでは2号議案から審議しましょう。議論の前にオブザーバー出席の地元の市町村様からご事情をいただきたい。

（五條市）ツキノワグマの目撃情報は年々増加傾向にある。特に柿畑周辺での目撃が多く、旧大塔村や旧西吉野村に加え、最近では吉野川近くの旧五條市でも確認されている。柿畑で作業する住民

からは不安の声があり、原則学習放獣とする現状の方針では不安を払拭しきれないため、改善を求める意見が寄せられている。

(十津川村) 保護には異論はないが、集落近くに出没するクマは殺処分してほしい。特に十津川村のような森林率の高い地域では、住宅の間も「集落ゾーン」として扱うべきと考える。錯誤捕獲への理解はあるが、それ以上に重要なのはゾーニングであり、人家近くに罠を仕掛ける意味を改めて考えてほしい。集落ゾーンで錯誤捕獲されたクマは殺処分にしてほしい。クマを主語にするのではなく、そこに暮らす人間の安全を最優先に考えていただきたい。

(上北山村) クマに対する考え方は十津川村長と同様で、かつてはクマが里に下りてくることは少なかったが、今は増えていると感じる。共生を考えるなら、頭数管理が必要であり、人の生活圏に入ってくるクマは捕獲・殺処分せざるを得ない。駆除はやむを得ず、たとえば5年程度の期間を設けて、その効果を調査・評価すべきだと考える。

(議長) 委員の皆様からご意見いただきたい。

(大井委員) クマの生息域が拡大をして人間の生活圏に近づいてる、地域の方が恐怖心を感じ、柿産地等生産活動に影響が出ているという深刻な状況と理解した。そういった状況の変化の中で、ある一定程度の個体数があるということも確認されている。その中で、幾らか管理を強化するという方向性については、私は妥当と思っている。この表6が、具体的な対応になるのか。

(事務局) はい。

(大井委員) 錯誤捕獲のゾーニングは地域の状況に応じて柔軟に対応する必要があり、十津川村長が指摘したように、典型的な図面を例にしつつ、生活道路の安全確保を考慮したゾーニングが求められる。管理計画の変更内容は基本的に問題ないが、奈良県のクマについては、三重県や和歌山県と連携し、隣接する県とも一貫した対応が重要だと考えられる。隣接県で管理の方針にばらつきがあると混乱を招くため、一貫した対応が求められる。そのため、隣接県との調整がどのように行われているのか質問したい。もう1つは、有害捕獲、どんなゾーンでどういうふうに取り扱うかというのは、この表6で分かりましたが、どんな状況の時に捕獲が行われるかということも明確にしないと、表6について判断がつかないところもあるのでご説明をお願いしたい。

(議長) 隣接県との調整の状況を事務局の方から、説明いただきたい。

(事務局) 生息数の推定は和歌山県、三重県の関係者と協力して進めており、頻繁に意見交換している。今年2月には紀伊半島ツキノワグマ広域保護管理協議会を設置したことも含め、今後さらに議論を深めていく予定。また、同協議会として紀伊半島三県で共有する保護管理指針の策定も計画している。和歌山と三重には奈良県の特定期限を先行して作成するとも伝えている。有害捕獲については、管理計画に基づき対応しているが、今後の運用についても議論が必要だと考えている。

(議長) これから、この推定値をもとに、指針作成の議論をしていくという形ですね。

(大井委員) とりあえず、計画については、県独自のものを作っておいて、それを三県ですり合わせていくという感じですね。

(事務局) はい。

(議長) 先ほどの十津川村の意見にもあったが、ゾーン分けの地図について、県が提供するものはあくまで参考であり、機械的なものに限られると考えている。参考までに兵庫県では、市町村に提示し、確認を経て進めている。各市町村の事情や古い地図の問題もあるため、ゾーン分けについては市町村で修正を加えるべきだと考えるが県として考えは？

(事務局) 県としても市町村への意見照会を踏まえた修正は当然のことと考えているが、ある一定のルールに基づいてゾーニングしないと対外的に説明できない。県として、公のデータに基づいて、ここは人が行くだろうと言われる部分について、ゾーニングを導入したものを示し、地域と相談しながら進めていきたい。

(議長) そういった協議を市町村と実施していただきたい。

(吉岡委員) 環境省の考え方が不明確であり、特に近畿地方でのツキノワグマ保護に関しては、オブザーバーからの切実なお願いや状況説明を聞くと、環境省がしっかりと対応していないと感じる。奈良県の従来の管理計画は不十分と考えている。目撃情報が増加し、新たな地域に出現している現状を踏まえれば、殺処分もしかたない。環境省が紀伊半島のツキノワグマの状況をどのように捉えているのかが不明だと感じる。

(議長) 基本的には生息数や生息分布、そこが孤立しているとつながらない。奈良県では数値が出されているが、以前のデータと比較して差があり、分析方法によって数値が変動するため慎重な対応が必要。環境省は特定計画を策定するよう求めている、指定管理鳥獣に指定されたことで、被害対策や生息数調査に交付金が活用できるとしている。ガイドラインはあるものの、地域の実情に合わせた計画策定が重要だ。

(金山委員) オブザーバーの話を聞いて、ツキノワグマの発生が多くなっていることを感じた。2年前にアメリカ人観光客が十津川村で行方不明になった事件もあり、クマの被害は把握しにくいと想像する。集落ゾーンについては、隣接市町村との意見交換が重要だと感じる。例えば、集落間で徒歩やバイクで行き来する人も多く、そうした地域を考慮したゾーン設定をお願いしたい。集落ゾーンが狭いと感じる部分もあり、議論を深めていただきたい。

(上北山村) 紀伊半島の広さやエサの量から、生息できるクマの数は専門家にはおおよそ分かるはず。環境省は、その基準を明確に示し、超えた分の頭数調整を進めてほしい。曖昧なままでは県や地元も判断に困るし、クマにとっても過密で過酷な状況になる。環境省には「この地域では何頭まで」と具体的に示してほしい。

(議長) 現在、環境省はデータを持たず、地方分権の流れの中で都道府県や市町村に任せきりの状況。そのため、現場の自治体が多く負担を強いられている。

(喜久山委員) 表6に関しては基本的には賛成。ただ学習放獣については必ず戻ってくると思う。専門家の方が、話して決めていってくれたら良いと思う。一方で、クマを捕獲してお金にしたいという猟友会の会員もいる（県外も含め）。

(議長) シカ、イノシシは、市町村が許可を出しているので、遠くの方に許可を出すということはあるのではないかなと思うが、そのあたりは、今後、県、市町村、猟友会の教育普及活動をお願いしたい。

(採井委員) 環境省の方に対するいろいろな思いもあるだろう。こういうガイドラインを作る人が、一度そこに住んでみないと本当にわからないなって強く思う。専門の先生方に伺いたいのは、もっと精度の高い個体数の推定っていうのは、これ以上できないものなのか。

(議長) 大変なコストがかかる調査で、今回、三県で初めて本格的な調査が始まった。データがなければ対策も立てられない。非常に精度の高い統計モデルも導入されており、今後は調査の継続と拡充が重要で、ようやくスタート地点に立った段階。

(大井委員) 横山さんの話の通り、調査計画は理論的にはしっかりしているが、現場では自然条件や地形、クマの特性により精度の高いデータ収集は難しい状況。今後の改善が重要で、環境省や県による調査の強化も期待される。個体数の推計には誤差があり、環境省が出した数字に対しては様々な意見が出る可能性がある。生息数の傾向や変化を示すためにも、カメラトラップなどのデータを活用し、例えば子連れの割合や変化などトレンドを把握できる指標の導入が必要。保護管理方針の転換時には十分な準備と説明が求められるので、調査データに基づいた根拠を示す必要がある。

(喜久山委員) カメラトラップはどういうところにどの基準で設置してるのか。

(議長) 基本的にはクマは広範囲で動く動物。今回、奈良県内で100ヶ所。

(事務局) 調査地点は、行政や住民の意見をもとに、目撃の多いコアな生息域に設定している。調査は1地域にカメラ25台を設置する方法で、効率よくクマの行動範囲を把握するため。複数の

カメラに同じ個体が写ることが重要で、現在は十津川村や野迫川村、川上村で実施した。カメラトラップは誘因餌でクマを引き寄せる仕組みなので、設置場所はどうしても山中に限られる。

(議長) 目撃情報は非常に重要なデータ。先ほどの話のように、その収集体制をしっかりと構築することに貢献いただけると良いと思う。

(大井委員) 今回の調査でも、カメラトラップを仕掛けた場所は広い。その生息密度を推定するために、目撃情報を使ってるんですね。

(議長) そうですね。

(議長) ちょっと複雑な統計モデルをしていて、いろいろな今あるデータを活用しているので、データが非常に重要になった。

(喜久山委員) 五條市や十津川村も言われたように、イノシシやクマは果樹園やドングリ、柿の実がある広葉樹林に集まりやすく、針葉樹林にはあまり来ない。カメラは、動物が集まりやすい場所に設置するのが良いと思う。

(八代田委員) 今回の提案に異論はない。ゾーニングは現地の状況に合わせて検討し、三県の連携が重要だと思う。錯誤捕獲については、クマの捕獲でなくイノシシやシカの捕獲従事者には錯誤捕獲防止策を徹底し、クマ対策に集中できるようにすべきだ。また、今年のデータから再捕獲が多い印象があり、1回目は学習放獣、2回目以降は捕殺といったルールを設けることで、出没個体を減らせると考える。モニタリングと評価を通じて対策を進めていくことが大切。

(議長) 今回、第二種の計画を策定するにあたり、地域の個体数が400頭以上と推定されているため、集落内でのクマの目撃情報や被害情報をしっかりと収集し、集落に侵入するようなクマがいる場合には、有害捕獲を実施することができる。集落周辺ゾーンで出没が確認されれば、適切な許可を得て有害捕獲を行い、捕獲後に放獣したクマが再度捕まるかを確認することが、推定の精度向上に役立つ。問題行動をするクマについては殺処分すべきだが、通りすがりのクマもいるため、その点も考慮する必要がある。集落周辺ゾーンについては市町村と協議を十分に行い、有害捕獲許可を適切に実施する体制を整えることが重要。この計画を策定することで、地域の安全が確保され、被害の防止が進むと考えている。なお、有害捕獲の許可がなければ、錯誤捕獲による殺処分はできないので、目撃情報体制をしっかりと整備し、許可を適切に出すことが大切。これにより、不要な捕獲を避け、様々な団体からの反対にも対応できるようになる。こうした方針で進めていくことに問題はないと考える。

(大井委員) 計画内容については特に異論がなく、特定計画を作ることにしても異論ない。しかし、第一種か第二種についてまだ議論が終わってない。

(議長) 第二種で検討ということだが、奈良県だけだと200頭以下なので、考え方としては第一種でも良いと思うがいかがか？

(大井委員) 保護しながら、これから、被害管理、捕獲を少し強化して被害管理に進むという考え方だと第一種でも良いと考えるが、県の考えをご説明いただきたい。

(事務局) 確かに、第一種か第二種かの判断は、この数字が出るまでは議論していた部分。推定で400頭以上という数が出るまで、どの数でどちらに分類するかという議論は三県の協議会でも行った。ガイドラインに従うと、地域の個体群が400頭を超えることが1つの目安となるので、その点について話し合った。これまで、第一種に準ずるものとして任意計画で保護を進めてきた結果、今回400頭を超え、地域住民の目撃情報がかなり増えていることから、県の方針転換を表す意味でも一旦第二種で進めるのが妥当ではないかと考えている。ただ、400頭を超えてもその数字は467頭に過ぎないため、あまり減らすのは良くないと感じている。そのため、継続的な調査を行い、数字の変動を確認しながら対応していく必要がある。もし生息数が大きく減少すれば、第一種に戻すことも考慮すべきと考えている。これらからまずは第二種で進めることを提案している。

(大井委員) 私は、第一種でも第二種でもどちらでも良いと思うが、重要なのは計画には現状に即

し、やるべきことがきちんと盛り込まれていることだ。環境省の法律で無理に第一種と第二種に分けたため、特定計画を立てるにはどちらかを選ばなければならないのは不合理だと感じる。計画の内容が実行可能で、やるべきことが明確であれば、それで十分。全国的には、例えば熊の保護計画で800頭を超えてなお第一種として扱っている地域もあるため、400頭以上で第二種にするという議論は受け入れてもらえない部分もあるかもしれない。増加した理由についてもう少し根拠を固め、地元での目撃情報や被害の増加をデータとして補強し、計画を強化することが必要だ。計画の文章に関しては、少し分かりづらい部分があり、県の主張がもっと明確に伝わるような工夫が必要。方針自体には異論はないが、修正作業が必要だと思う。

(議長) 大井委員のご指摘の通り、生息数が著しく増えているかは明確ではないが、分布域は拡大していると考えられる。今回は2年計画の中で一旦「第二種」として対応し、今後のデータ次第で改定していくという対応で良いと思うが、よろしいか。この第2号議案改定について、概ねこの方針で進めていくことを決めればよろしいか。

(十津川村) 錯誤捕獲に関する確認だが、森林ゾーンと集落周辺ゾーンでの錯誤捕獲が発生しないことについては、その通りだと思う。ただこの集落ゾーンで発生する可能性のある錯誤捕獲については、見直していただきたい。

(議長) あくまでもこれは今の現行法で対応できるものなので、許可がないから錯誤捕獲になるわけで、許可が必要であればあらかじめ許可をしっかりと出すということはできるので、そこは協議をしていただきたい。現行法でできることもあるで、絶対出せないことではないと思う。ただし、くくりわなについては、原則、認められていないので、そこはちょっと難しい。今の現行法に基づいてできることをやっていただくことが必要。

(議長) 放獣した個体の発信器を装着しているようだが、このデータは共有していないのか。

(事務局) その後のとれたデータや状況等どう活用するかは今後の課題だが、現段階のデータは全部ある。

(議長) クマのこの地域での行動圏というのを把握しておられるが、これは野生動物保護管理事務所が調査されてるのか？

(事務局) そうです。

(議長) 是非その辺りの協議もして、クマの動きも明らかにしていただくとありがたい。

(上北村山) 集落に頻繁にクマがでてきても、有害捕獲の許可を県はなかなか出してくれず、手続きも煩雑である。クマも人間が怖いからそう襲ってこないが、通ったら怖い。その時には射殺しなくても良いので、学習放獣すれば良い。学習放獣の効果もある。有害捕獲に関する許可のハードルを下げてもらいたい。

(議長) 集落内に侵入するクマに対してしっかり対応するというのがこの第二種計画だと思いで、この計画ができて、体制を整えないと進まない。あくまでも方針とか、考え方になるので、地域の方々の苦勞は重々承知しているので、ぜひ、協議をお願いしたい。法律、制度及び体制等をしっかり整えていこうというのがこの計画の趣旨になると考える。色々あると思うが2号議案として、一旦この方針で計画を策定していくということで異議はないか？

(各委員) 異議なし。

(議長) そうしましたらペンディングになっていた第1号議案についても、この内容で第二種ということで異議はないか？

(各委員) 異議なし。

(議長) この機会に今、お伺いしたように他の市町村さんも同じような思いがあると思うので、色々議論を進めていただけるとありがたい。異議がないということで、原案通り、このまま進めていただくということにしたい。本日の審議案件は以上です。

以上の議事を認め署名する。

令和7年4月21日

署名委員 吉岡 豊 

令和7年4月25日

署名委員 榎井千代子 